

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

大阪府・兵庫県の産業別最低賃金

～ 産業別最低賃金の改定状況 ～



産業別	大阪府		兵庫県	
	時間額(円)	発行年月日	時間額(円)	発行年月日
繊維工業	—	—	819(800)	H28.10.1
塗料製造業	912(894)	H28.11.4	918(906)	*H28.12.1
鉄鋼業	908(890)	*H28.11.30	906(890)	*H28.12.1
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	894(877)	H28.11.24	886(872)	H28.12.1
暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	894(877)	H28.11.24	—	—
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	885(860)	*H28.11.30	840(830)	H28.12.1
輸送用機械器具製造業	—	—	919(904)	H28.12.1
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	—	—	842(832)	H28.12.1
各種商品小売業	—	—	819(797)	H28.10.1
自動車小売業	884(865)	*H28.11.30	850(840)	*H28.12.1
自動車・同附属品製造業	892(875)	*H28.11.30	—	—
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	885(860)	H28.11.30	—	—

★表中の()内は改定前の金額、*印の欄については、公示前のH28.10.26現在での予定ですので、変更されることがあります。

★産業別最低賃金が決定されていない業種や職種は、地域別最低賃金の対象となります。大阪府最低賃金は883円、兵庫県最低賃金は819円です。